

**都市モノレールの調査計画・建設・
運営手順マニュアル**

2021年 11月

一般社団法人 日本モノレール協会

まえがき

都市モノレールは都市における基幹的交通施設として、鉄道、バス、自動車などの他の交通手段との連携や、まちづくりとの一体的かつ計画的な整備を行うことにより、都市の抱える様々な都市問題の解決に寄与することが可能である。

一方、都市モノレールの実現のためには、構想の段階から、調査計画の実施、計画案の確定までの一連の手続きと多額の建設費が必要なことから、関係機関や市民の理解と一致協力した取り組みが求められる。

これまで都市モノレール事業は、都府県や指定都市が中心となって進められてきたが、今後は、より地域に密接したまちづくりの実現のため、市町村や地域住民が中心となって都市モノレール事業を推進するケースも増えてくるものと考えられる。

このマニュアルは、これから都市モノレール事業に取り組まれる皆さんの取組指針として活用されるよう、これまでの実績を踏まえ、都市モノレールの実現に必要な一連の手続きを整理するとともに、関連法制度や補助制度の最近の改正を踏まえた取り組み方策について提案を行っているものである。

特に、市町村や地域住民が中心となって事業を推進する場合には、まず、都道府県又は指定都市が事業主体となるような働きかけを行うことが重要である。また、市町村が事業主体として自ら取り組むことも可能であるが、その場合でも、各種法手続きや予算確保の面で国や都道府県の支援を得ることは不可欠である。都市モノレール事業の実現のためには、国、県（指定都市）、市町村、地域住民、関連企業等がそれぞれの役割と責務に対応した取り組みを行う必要がある。これらを推進するため、関係者で構成する促進協議会が重要な役割を果たしている事例もある。

本マニュアルが、都市モノレール建設の実現に向けた取り組みの活動指針となり、関係者の適切な役割分担のもと、都市モノレールの建設と、安定的な経営運営が進められることを期待する。

2021 年 11 月 1 日

一般社団法人 日本モノレール協会

[目 次]

第1章 事業化までの調査設計の全体像

1-1 都市モノレールの定義	1-1
1-2 都市モノレールの特徴	1-1
1-3 都市モノレール事業の実施手順	1-2
1-4 都市モノレールの導入についての調査検討	1-3

第2章 都市計画・特許までの手続きと関連法規

2-1 都市モノレールの事業主体(インフラ部建設と都市モノレール運営)	2-1
2-2 都市計画法と軌道法	2-3
2-3 都市計画法と都市モノレール	2-4
2-4 軌道法と都市モノレール	2-5
2-5 会社法と都市モノレール	2-6
2-6 環境影響評価と都市モノレール	2-8

第3章 都市モノレール等の整備手法(補助金、交付金等)

3-1 都市モノレール事業のための助成制度	3-1
3-2 社会資本整備総合交付金制度	3-2

第4章 都市計画決定～事業認可および環境影響評価

4-1 都市計画法の手続き	4-1
4-2 環境影響評価の手続き	4-6

第5章 軌道事業の特許～工事施行認可

5-1 軌道法の手続き(軌道事業の特許)	5-1
5-2 軌道法の手続き(工事施行認可)	5-5
5-3 会社設立に関する手続き	5-10

第6章 開業前および開業後に必要な許認可・届出・報告

6-1 概 要	6-1
6-2 開業前に必要な許認可・届出	6-2
6-3 開業後に必要な認可・届出・報告	6-7

巻末資料①～④